改正後

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～46　略］

47　法別表第二の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第五十七条において準用する同法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［削る］

四　地域通訳案内士の生存の事実の確認

［削る］

48　［略］

｜

51

改正前

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～46　同上］

47　法別表第二の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第八項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　中心市街地特例通訳案内士の生存の事実の確認

48　法別表第二の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　地域限定特例通訳案内士の生存の事実の確認

49　［同上］

｜

53　法別表第二の九の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　奄美群島特例通訳案内士の生存の事実の確認